

令和5年第3回隱岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年 9月13日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和5年 9月13日(水) 9時30分 宣告
会議録署名議員の氏名 9番 西尾 幸太郎 議員 10番 池田 賢治 議員

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の氏名

町長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
代表監査委員	嶽野	正弘	建設課長	田中	文男
総務課長	吉田	隆	施設管理課長	増本	直行
会計管理者	齋藤	和幸	危機管理室長	曾我部	一彦
財政課長	長田	寿幸	水産振興室長	橋本	博志
税務課長	池本	繁樹	都市計画課長	石田	傑
町民課長	和田	美由貴	総務学校教育課長	金井	和昭
保健福祉課長	野津	千秋	社会教育課長	中村	恒一
住民福祉担当課長	広江	和彦	布施支所長	山根	淳
環境課長	原	秀人	五箇支所長	藤野	一
エネルギー対策室長	野津	寿天	都万支所長	近藤	勝志
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	田中	举

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長　村上克樹

庶務係長　齋賀千春

1. 町長提出議案の題目

議 第 73 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約

議 第 74 号 工事請負契約の締結について [3 災 1901 号町道油井 21 号線②道路災害復旧工事]

議 第 75 号 物品購入契約の締結について [小型動力ポンプ付軽積載車購入]

議 第 76 号 物品購入契約の締結について [小中学校大型提示装置購入]

議 第 77 号 令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）

議 第 78 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

議 第 79 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）

議 第 80 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 81 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 82 号 令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 83 号 令和 5 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 84 号 令和 5 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 85 号 令和 5 年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 86 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 87 号 令和 5 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

質問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについて

質問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについて

質問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることがありますについて

認定第 1 号 令和 4 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 3 号 令和4年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和4年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和4年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和4年度隱岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和4年度隱岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 令和4年度隱岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 令和4年度隱岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 令和4年度隱岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 令和4年度隱岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 令和4年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 令和4年度隱岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和5年第3回隱岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隱岐の島町議会会議規則第125条の規定により9番：西尾 幸太郎 議員、10番：池田 賢治 議員を指名します。

日程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 27 日までの 15 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 27 日までの 15 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和 5 年第 2 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。それでは、主なものについてご報告いたします。

はじめに、7 月 14 日に「全国離島振興市町村議会議長会・第 1 回総会及び研修会が開催され、オンラインにより参加いたしました。

議事において、今年度から新たに宮城県の塩竈市、石巻市の二つの市議議会が加入となった旨、報告がございました。新たな仲間を迎える、本会の更なる発展を願ったところです。

議案第 2 号では「令和 6 年度離島の振興に関する要望（案）」が協議され、満場一致で可決されました。

なお、ご承知のとおり従来から「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定」については要望していますが、今回、新たに「唯一かつ赤字の航路である補助航路についての支援拡充」、「離島へのサテライトオフィス等の設置によるテレワーク推進等、離島の総合的な情報化のための財政支援措置を講ずること」などが明記され、わが町にも大きな影響を与える内容となりました。

総会終了後には、「離島振興のあるべき姿と未来像「縮充社会」の構築にむけて」と題して島根県立大学教育学部教授 作野広和氏による講演研修がありました。

「縮充社会」とは、地域を持続させるために必要な最低限の人口を維持するとともに人口が減っても豊かに暮らせるしくみづくり」であり、優良事例として「隠岐の島町中町地域一縁づくり事業」が紹介されており、感嘆いたしました。

次に、7 月 26 日には「島根県町村監査委員協議会研修会」が松江市で開催され、監査委員 2 名が出席いたしました。

熊本学園大学大学院 会計専門職研究科 大塚教授からは「財務書類の分析方法と監査」について、公認会計士・税理士の都井氏からは「監査実務の留意点」について講義をいた

だき、監査全般における新しい視点と、実務にあたっての再確認に至り、大変有意義であったと伺っております。

次に、8月21日から23日にかけて「産業建設常任委員会」が石川県小松市へ、8月23日から25日にかけて「総務教育民生常任委員会」が静岡県富士宮市へ、それぞれ視察研修を行いました。

私は、「産業建設常任委員会」に同行いたしました。

わが町の現状、今後の施策を見極めるため、大変有意義な研修であったと思います。この派遣については、前回の定例会に諮ることができなかつたため、別紙によりご報告させていただいております。

次に、請願・陳情につきましては、本日までに請願2件を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしましたので、ご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管しておりますので、必要に応じご覧いただきたいと思います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

「令和5年第3回隱岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本日は、令和5年第3回隱岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、工事請負契約並びに物品購入契約の締結、令和5年度一般会計補正予算及び特別会計の補正予算、令和4年度決算認定案件など31件の諸議案をご提案させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「令和5年第2回隱岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告をいたします。

最初に、隠岐空港利用促進協議会の取り組みについて、ご報告申し上げます。

まずははじめに、8月1日から8月31日までの1か月間、就航いたしました夏季大型便の搭乗結果についてでございます。使用機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、安定して運航されたところでございます。

最終搭乗率は68.7%、最終搭乗者数は6,577名となりました。お盆前の繁忙期に、立て続けに襲来しました台風6号、7号による欠航もございましたが、町民の皆様や本町を訪れていただきました、多数のお客様への利便性の向上と、質感の高い安心で安全なサービスの提供をさせていただき、快適にご利用いただくことができました。

期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様方には、深いご理解とご協力をいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

新たな取り組みとしまして、9月1日には日本航空株式会社本社におきまして、今後のみなる利便性の向上に向けての要望活動を行いました。私をはじめ、協議会副会長の大江海士町長や隠岐の島町商工会から金田会長、また本町議会からは大江副議長にも参加していただきました。それぞれの立場からご発言され、官民一体となって取り組んできた、これまでの実績も踏まえ、地域経済や住民生活を支える重要なインフラである、地域の実情をお話ししながら、路線の維持、大阪便及び出雲便の複便化など4項目についての「要望書」を提出してまいりました。日本航空側からは「隠岐地域全体の思いを、重く受け止めさせていただきます」との言葉と共に、今後前向きに検討していくことについて確認していただきました。

今後とも町民の皆様、関係者の皆様方の、深いご理解とご協力を引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

次に、「はたちの集い」の開催について、ご報告申し上げます。

8月15日に、隠岐島文化会館において「隠岐の島町はたちの集い」を開催いたしました。昨年4月1日に施行されました民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、本町では本年度から「成人式」改め『はたちの集い』として79名の皆さんにご出席いただき、二十歳の新たな門出を祝いました。

式典の中で、私から対象者の皆様に対し、「何事にも替え難い『若さ』を武器に、自らの可能性を積極的に追及しながら、これから的人生を力強く生き抜いていただきたい」とメッセージを贈らせていただきました。

次に、「国土交通大臣杯第14回全国離島交流中学生野球大会」について、ご報告申し上

げます。

国土交通大臣杯第14回全国離島交流中学生野球大会が、8月21日から24日にかけ、鹿児島県奄美大島において開催されました。

今回の大会は、奄美群島日本復帰70周年を記念し、奄美大島5市町村合同での開催であり、全国の離島26自治体の代表25チームが参加いたしました。

本町からは、町内の中学3年生12名で『隠岐の島あんやらーず』を結成し、全国の離島の仲間たちとの交流、そして優勝を目指し参加いたしました。

結果は、2回戦での敗退でしたが、少ない人数で力を合わせ、精一杯戦ったと感じているところであります。また、他の離島の選手たちとの交流を通じて、全国の離島が持つ役割や、人々が離島に住む意味を考え、ふるさとの素晴らしさを改めて学ぶことができたのではないかと感じているところであります。

本町の代表として参加した選手の皆さん、そして約1か月にわたり、熱心に選手をご指導いただいた監督、コーチの方々に対しまして改めて感謝申し上げます。

次回の大会は、長崎県壱岐市での開催が決定いたしましたので、併せてご報告いたします。また本大会が、島の子供たちにとって有意義な大会となるよう、引き続き取り組んでまいります。

最後に、「離島総合振興会議」についてご報告申し上げます。

8月30日に隠岐合同庁舎におきまして、離島総合振興会議が開催され、出席をいたしました。

本会議では、本年度策定されました「島根県離島振興計画」の実施状況や、「島根県有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」のKPIの状況についての報告、及びこれらに基づく意見交換が行われました。

意見交換では、特に第一次産業につきまして、コロナ禍や、昨今の物価及び燃料費高騰、生産物の取引価格低迷による、経営環境の悪化が話題となつたところであります。

離島「隠岐」の振興を図る上では、第一次産業の発展は必要不可欠であります。引き続き、島根県及び隠岐4か町村で協働し、地域の特色や強みを活かした、第一次産業の活性化を含む、離島振興施策の検討を行いますとともに、その着実な実施に向け取り組んでまいります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照

いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日程第5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第73号「隱岐広域連合規約の一部を変更する規約」から認定第13号「令和4年度隱岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの31件を一括して議題といたします。

日程第6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました31件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第73号の「隱岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてであります、フェリー「しらしま」後継船建造に関する事務及び隱岐の島町に所在する診療所に関する事務を行うための所要の改正について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第74号の「工事請負契約の締結について〔3災1901号町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」についてでありますが、去る8月25日、15者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畠建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額8,855万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第75号の「物品購入契約の締結について〔小型動力ポンプ付軽積載車購入〕」についてでありますが、去る8月24日、4者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社吉谷が落札いたしましたので、同社と契約金額1,452万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第76号の「物品購入契約の締結について〔小中学校大型提示装置購入〕」についてでありますが、去る8月31日、4者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社服部が落札いたしましたので、同社と契約金額1,218万2,500円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 77 号から議第 87 号までの 11 件につきましては、令和 5 年度一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 77 号の「令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 6 億 9,150 万 6,000 円の追加であります。補正後の予算額を 178 億 3,825 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、町債の繰上償還、航路・航空路旅客運賃助成事業、自治体 DX 推進事業、林業振興事業、道路橋梁災害復旧事業等に要する経費を計上しております。

また、人件費につきましては、人事異動等に伴いまして補正計上しております。

併せまして、「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 78 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 65 万円の減額であります。補正後の予算額を 19 億 1,118 万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 79 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 111 万 1,000 円の追加であります。補正後の予算額を 2 億 271 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費及び長期借入利子償還金の増額であります。

次に、議第 80 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 338 万 5,000 円の減額であります。補正後の予算額を 1 億 3,221 万 5,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。

次に、議第 81 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 88 万円の追加であります。補正後の予算額を 1 億 1,338 万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 82 号の「令和 5 年度隱岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1,521 万 1,000 円の追加であります。補正後の予算額を 20 億 621 万 1,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、総務費におきましては人事異動等に伴う人件費の減額及び電気料金の高騰による施設管理費の増額であります。

事業費におきましては、町全体の下水道の普及促進を図るため、汚水処理整備事業を増額いたしますとともに、五箇地区公共下水道施設整備事業を減額しております。また、市町村設置浄化槽施設整備事業につきましては、設置申請の実績により増額するものであります。

併せまして「繰越明許費」の設定、及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 83 号の「令和 5 年度隱岐の島町訪問看護特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 534 万 1,000 円の追加であります。補正後の予算額を 2,944 万 1,000 円とするものであります。

補正の内容は、派遣看護師雇用費、人事異動等に伴う人件費の増額であります。

次に、議第 84 号の「令和 5 年度隱岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2 万 7,000 円の追加であります。補正後の予算額を 892 万 7,000 円とするものであります。

補正の内容は、マイナンバーカード資格確認端末の保守料を増額するものであります。

次に、議第 85 号の「令和 5 年度隱岐の島町中財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 82 万 5,000 円の追加であります。補正後の予算額を 122 万 5,000 円とするものであります。

補正の内容は、かぶら杉樹勢回復のための工事請負費の増額、及び前年度繰越金を中財産区基金に積み立てるものであります。

次に、議第 86 号の「令和 5 年度隱岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 128 万 3,000 円の減額であります。補正後の予算額を 5,751 万 7,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額、施設運営事務費及び医薬材料費の増額であります。

次に、議第 87 号の「令和 5 年度隱岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出において 45 万 7,000 円の追加であります。補正後の予算額を 6 億 3,240 万 2,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において 6 万 1,000 円の追加であります。補正後の予算額を 5 億 4,544 万 7,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う職員給与費の増額であります。

続きまして、諮問第 1 号から諮問第 3 号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求める」とについて」であります。本町の人権擁護委員 10 名のうち、3 名が本年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き中西和志氏を、また新たに佐々木朗氏及び小川静香氏を委員として推薦いたしました。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、認定第 1 号の「令和 4 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 13 号「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件 13 件は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の「意見書」をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の「意見書」をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、31 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日程 第 7. 決算審査報告

「決算審査報告」を行います。

嶽野代表監査委員より、「令和4年度決算審査」の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（代表監査委員 嶽野正弘）

去る 8 月 1 日に、町長から審査に付されました、令和 4 年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の上水道事業会計の歳入歳出決算について、米澤議員と審査を行い、9 月 1 日付で「審査意見書」を提出し、遅くなりましたが、町長日程の調整で 9 月 11 日に町長に「意見書」の内容を報告いたしました。その概要を「意見書」に沿って議会にも報告いたします。

なお、歳入歳出決算審査のほか「基金の運用状況の審査」、「普通会計の財政健全化審査」及び「公営企業の経営健全化審査」も実施いたしましたので、順次報告いたします。

はじめに、一般会計及び特別会計の決算審査についての報告です。

「第1. 審査の概要」の、「審査の対象」は、一般会計及び11の特別会計の決算を対象としております。

「審査の期間」は、8月1日から31日までの間で、登庁しての審査実施日は上水道事業会計も含めて7日間で行いました。

「審査の手続き」は、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など4つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について、歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業について、そして、時間外手当の状況、一般会計から特別会計への繰出金や基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行ったところです。

「第2. 審査の結果」の「決算計数について」の項目ですが、提出された各調書の計数に誤りは無いものと認めました。

続きまして、「財政状況、(1) の一般会計」の項目ですが、最終予算額は200億7,677万2,000円で、決算額は歳入が188億5,011万円、歳出が185億2,269万3,000円、收支差引額は3億2,741万7,000円でした。

令和4年度の決算の特徴は、連年の災害復旧費、コロナ対策関連経費に加え、物価・高騰対策経費が新たに発生し、一般廃棄物処理施設整備事業などの公共事業費の増額もあり200億円超の予算のもと、各事業が執行されたところであります。財源には国・県支出金や起債の増額がありましたが、不足に対しては基金繰入金でしのぐという財源措置に苦慮したことが伺える決算となっています。

資料の1ページ「別表①一般会計決算額年度比較」です。「別表」は、現年度分と繰越明許費等の予算額と決算額、その収入率と執行率など、及び基金総計の前年度との比較を示す表でございます。

表-3の年度比較、及び表-4の対前年度伸び率のとおり、予算額も決算額も大幅な増額を示しています。

結果、歳入歳出の差引額（形式収支額）3億2,741万7,000円から翌年度へ繰越すべき

財源（繰越明許費など）1億4,932万8,000円を差し引いた1億7,808万9,000円が実質収支額でございますが、翌年度へ全額を繰越金とし、起債の繰り上げ償還財源にする予定との財政担当者の説明がございました。

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は表-1の合計欄のとおり、収入率は93.9%、執行率は92.3%で、前年度数値より若干低くなっています。

収入率等が低い結果となったのは繰越明許費の影響もありますが、予算編成上にも課題もあるのではないかと懸念しているところであります。

歳入・歳出の款別の予算と決算状況及び収入率と執行率は、「別表③一般会計決算状況」にありますが、説明を省きます。

続いて意見書の普通会計についての項目は、決算書の数値ではありませんが、財政分析上の数値等が把握できる「普通会計」の状況について、財政所管課から別途提出されました決算関係資料と、説明を聴取いたしましたので次のとおり要点を取りまとめて報告いたします。

一点目は財政規模の推移と性質別分析ですが、歳入総額は前年比4.6%の増で、うち自主財源は、基金繰入金を増額したことによって、前年比11.1%の増となり、歳入総額の16.6%の構成比となっています。逆の見方をすれば地方交付税や国・県支出金などの依存財源の構成比は83.4%にもなり、国県の財政施策に影響を受けやすい自治体といえます。

歳出総額は前年比4.7%の増で、性質別分析ですが、義務的経費が歳出総額の35.4%を占め、前年比4.3%の増となっています。投資的経費も、歳出総額の26.3%を占め、前年比で4.5%の増額となっています。

二点目は経常収支比率の状況ですが、経常一般財源の収入が前年比で0.7%の増額となっていますが、経常一般財源の支出も増額となりまして、経常収支比率は前年比で2.6ポイント増の88.7%と財政の硬直化が若干進んだ結果となっています。

次に、特別会計についてです。「別表②特別会計の決算状況」です。

全会計の単純合計金額ですが、歳入決算総額42億7,236万2,000円、歳出決算総額は42億5,096万8,000円となり、全会計において黒字決算となっています。

なお、一般会計からの繰入金があり、その総額は9億265万7,000円と前年度より206万2,000円の減額となりました。

「第3. 審査意見」に戻ります。3件ほど、意見を記述しています。

まず「予算執行率等について」の件ですが、先ほど説明いたしましたが、それぞれの率

は低いと判断していくまして、この要因を調査した結果、繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題を指摘いたしました。

まず繰越明許費の件ですが、「別表⑤ 繰越明許費の決算状況」は、繰越明許費の予算と決算額の動向を調査したものであります。

最終行の総計欄ですが、昨年の繰越時に予定していた事業内容の見直しなどで事業費が1億6,176万4千円と予算不用額が発生しています。

繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、不用額の発生は起こりますが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となっています。このことが、繰越明許費の収入率、執行率の低い要因になっています。

また、ここ数年の決算において、一般会計だけでも20事業以上の繰越事業の件数が発生しておりして、町道整備事業などでは、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものであります。

二点目の予算編成の課題ですが、歳入において、調定額と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられました。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など、適宜対応すべき事項であると判断しているところであります。

また、今年度の決算でも、人件費や会計間の繰出金の不用額が特に目立ちました。これらの内容は直接住民福祉に関係はありませんが、今年度は補助金等での不用額の発生が多いように思えました。

歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたいと意見を述べるところであります。

次に、「税等の滞納処理について」の件です。

収入未済額の詳細は、資料「別表④ 収入未済額一覧表」にありますが、内容は細かい調書となりますので、今日は説明を省きます。

決算審査をするにあたり、繰越明許費の未収入財源と生活保護費の返還金の履行期限による調定及び国保、後期高齢者医療保険の還付金の調整の3件については、町民の滞納額の実態(実質収入未済額)を調査するうえで調整を行いました。意見書の7ページの表をご覧ください。

精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で6,940万9,000円と

試算いたしました。これは前年度より 799 万 6,000 円の減額となっています。しかし、これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の決算時の収入未済額 5,660 万 9,000 円を加えますと、合計で 1 億 2,601 万 8,000 円にもなることも忘れてはならないと思います。

収納については、徴収対策本部を中心とした職員の努力によりまして現年分、滞納分とともに徴収率が向上しており、評価しているところであります。

また、不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、8 ページの下の表のとおり減少している状況であります。

しかし、542 万 1,000 円もの債権を放棄したことは事実であり、特に地方税法第 18 条による時効による債権の消滅だけはできるだけ避けて頂きたく、今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うようにお願いいたします。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査によって判りました。より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

意見の三点目「財政の健全化等について」の件は交付税関係と基金及び繰り出し金についての意見を申し上げています。

経常的一般財源の約 3/4 を占め、今年度の収入総額の 39.3% を占める地方交付税の動向は、町の財政状況を左右するものであります。普通交付税と特別交付税の合計は前年比でわずかではありますが 0.4% の伸びとなっています。また、地方交付税に関連して臨時財政特例債を発行していますが、前年比では減額となっていまして、地方交付税とトータルで見ると減少した結果となりました。

一方、歳出では、公債費は前年比 5.4% 増となり、人件費も増となって義務的経費で 4.3% の増の結果が示すように、経常的な財政構造の硬直化が懸念されます。また、経済対策などの国の政策もあって補助金等の伸びや、昨今の物価高を反映して物件費なども伸びており、予断を許さない財政状況と推測しております。

真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいと意見を述べます。

次に「基金について」ですが、財政調整基金を繰入しましたが、減債基金には前年度決算の剩余金処分の積立などを行っております。

目的基金は、地域振興基金で 13 件の地域振興事業を展開いたしました。ふるさと隠岐

の島応援基金は5件の事業の財源に活用されました。一方、寄付金を財源にして基金を積み立てています。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものであります。

結果、財政調整基金と減債基金の合計は、前年比で増となり年度末残高は30億468万8,000円となり、目的基金は減で年度末残高は20億5,785万1,000円となりました。基金総計では前年比で若干の減で、年度末残高は50億6,253万9,000円となっています。

意見として、自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望む、としています。

最後に「一般会計から特別会計への繰出金について」ですが、公営企業会計の上水道事業などへの繰出基準に基づく繰出金は、国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されています。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金ですが、財政分析上では赤字補填の繰出金は無いとのことでありましたが、今後も特別会計の運営・経営状況を適正に判断し安易な繰出金の支出には留意するとともに、決算においての不用額が発生した原因を究明し、適切な予算編成を心掛けていただきたいと意見を申し述べます。

以上が、「令和4年度一般会計、特別会計の決算審査」の概要でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいとしています。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の4項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題は無く、実質公債

費比率は前年度より 1.1 ポイント上昇、将来負担比率も 13.0 ポイント上昇している状況ですが、早期健全化判断基準範囲以内であり、問題の数値ではないと判断されますことから、是正改善を要する事項は無いといったています。

ただし、この公債費関係の財政指標は今後も上昇傾向が予測されますことから、財政措置について検討願いたいと付記しています。

続きまして「上水道事業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

「審査の期間」は、一般会計等の審査と同時に行いました。

「審査の手続き」は、「決算報告書」などの提出書類が、関係法令に準拠して作成され、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

「審査の結果」ですが、「提出書類」は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、上水道事業の経営成績及び令和 4 年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

「予算執行状況について」ですが、上水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告いたします。

収益的収入は、予算に計上していなかった特別利益などにより予算オーバーの収入となりました。

内容ですが、水道料金などの営業収益は、収入率は 97.7% で、収入額が予算額に達しませんでしたが、営業外収益において、長期前受金の精査による収入増などの結果、予算超過の収入となりました。

そして、予算になかった特別利益ですが、過去にさかのぼって旧簡水債の元金繰入分と銚子ダム建設時の債権の取り扱いについて新たな視点での財務処理を行ったもので、4 億円余りの決算額を計上し、結果、冒頭の予算オーバーとなったものであります。

一方、収益的支出も収入と連動部分もあり予算オーバーの決算をすることになりました。営業費用の執行率は 95.9%、営業外費用は執行率 109.9% となっていますが、特別損失においては過年度損益修正損を予算計上していますが、収入で説明した償却資産の修正による減価償却費の過年度分を一括計上したことによりまして予算オーバーの支出決算となっております。

資本的収入の決算額は 2 億円余り、一方、資本的支出は 4 億円余りの決算で、收支の不

足額は減債積立金や建設改良積立金などで補填しています。

次に、「経営状況について」です。

損益計算書による営業収益は、前年度より 1.3% の減、うち給水収益は前年度より 1.6% 減となりました。

一方、営業費用は、前年度より 3.7% の減の決算となり、営業損失では 7,546 万 5,000 円となっています。

しかし、営業外の収支では長期前受金戻入が前年比で増額となるなど 1 億 6,301 万 4,000 円の利益を計上することになっています。

また、今年度決算の大きな要点である特別利益と特別損失では、収支差引 1 億 7,967 万 3,000 円の利益を示すことになりました。

結果、令和 4 年度の純利益が 2 億 6,722 万 1,000 円で、資本的収支の不足額に充当した 1 億 8,600 万円を加えて、当年度・未処分利益剰余金は 4 億 5,322 万 1,000 円の決算となっています。

「審査意見」ですが、まず一点目は「健全な企業運営」についての件です。

多額な特別利益と損失額を計上したことで発生した未処分利益剰余金については、資本金への組入れと減債積立金など将来の経費に充当する条例による積立金の処分案が提出されています。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものであります。

次に、「収入未済金について」の件です。

水道料の未収金は、決算時には 3 月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値が滞納の実態ととらえています。

前年度より調査時点の未収金は 121 万 9,000 円の減となっていまして、その内容ですが、未納者数は 160 名で、前年度調査時点より 33 名の減となりましたが、新規未納者が 44 名もいる状況です。また 50 万円以上の大口未納者は、前年度と同数の 6 名で滞納額は 644 万 1,000 円との調査数値であります。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思うところであります。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

「審査の結果」ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものであります、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題は無く、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに上水道事業会計の決算審査の報告と、併せて行いました関係する審査についての報告といたします。

○議長（池田信博）

以上で、「令和4年度決算審査報告」を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩とします。

（本会議休憩宣言 10時35分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 10時50分）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 10時50分）

（全員協議会開会宣言 10時50分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 11時45分）

（本会議再開宣言 11時45分）

程 第 8. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日9月14日及び9月15日は「決算審査にかかる全員協議会」開催のため、9月19日は「委員会」開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、9月20日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（散会宣言 11時45分）